

独法会計基準改訂に関する検討事項

1. 「損益均衡に関する改訂事項の適用時期」に係る修正

[修正案]

損益均衡に関する会計処理の改訂については、適用時期を令和7事業年度とした場合、自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金を取り崩さないこととする改訂に伴い、現行の独法会計基準の下で策定された令和7事業年度（進行中）の年度計画等を修正する必要性が生じ得ることや、今後関係機関における手続を経た上で、今般の改訂が反映された「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（以下「Q&A」という。）の内容を各法人が認知できる時期について、それが令和8年1月以降（令和7事業年度の終了間際）となる場合も考えられることを踏まえ（その場合、各法人は、令和7事業年度の終了間際に会計基準及びQ&Aの最終的な変更結果を認知し、それを令和7事業年度の財務諸表に反映する必要がある）、円滑な業務運営を確保する観点から、その適用時期を令和8事業年度に修正することとしたい。

2. 改訂前文に記載している適用時期の明確化

[修正案]

当初案では、「独立行政法人会計基準の改訂について（案）」のうち、改訂事項の適用時期について記述している部分において、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表に記載している改訂事項のうち、リースに関する会計処理に係る主要な改訂事項についてのみ、その適用時期を明記していたところ、今回の改訂は損益均衡に関する会計処理の改訂時期（令和8事業年度）とリースに関する会計処理の適用時期（令和11事業年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認められる）とが異なるため、各改訂事項に係る適用時期について誤解が生じないよう、各改訂事項に係る適用時期を網羅的な形で記載する形に修正することとしたい。

具体的には、「令和11事業年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認められるものとする」としているリースに関する会計処理に係る改訂事項について、「独立行政法人会計基準」第73（注解53）及び同第80（注解57第2項）を追記しリースに関する会計処理に係る全ての改訂事項の適用時期を記載することによって、損益均衡に関する会計処理の適用時期（令和8事業年度）との関係で誤解が生じない記載ぶりとしたい。

3. 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表」 に係る修正

[修正案]

当初案では、固定負債に属する負債について規定している独立行政法人会計基準第 16 について、「資産見返負債」の名称を「資産に係る繰延収益」に変更することに伴い、当該名称変更を反映するとともに、「建設仮勘定」、「重要性が認められる棚卸資産」及び「前払年金費用」を計上した場合に計上される負債が固定負債に属する旨を新たに追記する内容としていたところ（現行の独立行政法人会計基準第 16 において、これらの負債が固定負債に属する旨が明記されていなかった状況を踏まえた対応を含む）、当該規定振りについて、「重要性が認められる棚卸資産」の取扱いに変更が生じたと誤認される事例が確認されたことから、そのような誤認を招くことがないように、規定振りを修正することとしたい。

具体的には、

- (1) 見返の名称変更に伴う技術的な修正
- (2) 前払年金費用計上時に繰延運営費交付金の計上を認めることとしたことに伴う修正
- (3) 重要性が認められる棚卸資産の削除
- (4) 「建設仮勘定」を計上した場合に計上される負債が固定負債に属する旨は現行の独立行政法人会計基準第 16 においても規定されていることから、当該現行基準の規定振りを維持

を反映するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表」の「改訂理由等」の欄に、「前払年金費用計上時に繰延運営費交付金の計上を認めることとしたことに伴う修正」との補足説明を追記することとしたい。

(別紙) 修正前・修正後の対照表

(以 上)

(別紙) 修正前・修正後の対照表

1. 「損益均衡に関する改訂事項の適用時期」に係る修正

修正前	修正後
3 適用時期 改訂後の基準及び注解は、<u>令和 7 事業年度</u>から適用する。 ただし、「独立行政法人会計基準」第 3 3（注解 2 5、注解 2 6）の規定については、令和 1 1 事業年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認められるものとする。	3 適用時期 改訂後の基準及び注解は、<u>令和 8 事業年度</u>から適用する。 ただし、「独立行政法人会計基準」第 3 3（注解 2 5、注解 2 6）、同第 7 3（注解 5 3）及び同第 8 0（注解 5 7 第 2 項）の規定については、令和 1 1 事業年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認められるものとする。

2. 改訂前文に記載している適用時期の明確化

修正前	修正後
3 適用時期 改訂後の基準及び注解は、令和 7 事業年度から適用する。 ただし、「<u>独立行政法人会計基準</u>」第 3 3（注解 2 5、注解 2 6）の規定については、令和 1 1 事業年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認められるものとする。	3 適用時期 改訂後の基準及び注解は、令和 8 事業年度から適用する。 ただし、「<u>独立行政法人会計基準</u>」第 3 3（注解 2 5、注解 2 6）、同第 7 3（注解 5 3）及び同第 8 0（注解 5 7 第 2 項）の<u>規定</u>については、令和 1 1 事業年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認められるものとする。

3. 「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表」に係る修正

修正前		修正後	
改訂案	改訂理由等	改訂案	改訂理由等
第 2 章 概念		第 2 章 概念	
第 1 6 固定負債	<u>見返の名称の変更及び繰延運営</u>	第 1 6 固定負債	<u>見返の名称変更に伴う技術的な</u>
次に掲げる負債は、固定負債	<u>費交付金（前払年金費用）を</u>	次に掲げる負債は、固定負債	<u>修正</u>

に属するものとする。(注8) (1) <u>資産に係る繰延収益資産見返負債</u> (中期計画、中長期計画又は事業計画 (以下「中期計画等」という。) の想定 の範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等 (補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの (運営費交付金及び施設費を除く。) をいう。以下同じ。) により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産、<u>建設仮勘定、重要性が認められる棚卸資産、前払年金費用を計上取得した場合—(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)</u>に計上される負	<u>資産に係る繰延収益の対象に含めたことに伴い名称及び定義を修正した。</u>	に属するものとする。(注8) (1) <u>資産に係る繰延収益資産見返負債</u> (中期計画、中長期計画又は事業計画 (以下「中期計画等」という。) の想定 の範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等 (補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの (運営費交付金及び施設費を除く。) をいう。以下同じ。) により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産<u>を取得した場合</u> (これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)、<u>前払年金費用を計上した場合</u>に計上される負債をいう。)	<u>前払年金費用計上時に繰延運営費交付金の計上を認めることとしたことに伴う修正</u>
---	---	---	---

債をいう。） (2) ～ (10) (略)		(2) ～ (10) (略)	